

九州大学大学院基幹教育実施規程

平成26年度九大規程第159号  
制 定：平成27年 3月30日  
最終改正：令和 3年 4月30日  
(令和3年度九大規程第22号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学の大学院教育における基幹教育(以下「大学院基幹教育」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(統括)

第2条 大学院基幹教育の実施に当たっては、基幹教育院が統括する。

(大学院基幹教育実施会議)

第3条 九州大学教育企画委員会規程(平成26年度九大規程第155号)第6条第1項に規定する大学院基幹教育実施会議(以下「実施会議」という。)の大学院基幹教育の実施に係る審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 開講計画に関すること。
- (2) 授業担当教員の配置に関すること。
- (3) 成績評価に関すること。
- (4) その他大学院基幹教育の実施に関すること。

2 実施会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 基幹教育院長
- (2) 基幹教育院副院長
- (3) 次条に規定するワーキンググループ長
- (4) 各学府長から推薦された教授 各1人
- (5) 学務部学務企画課長
- (6) その他実施会議が必要と認める者 若干人

3 前項第4号及び第6号の構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 実施会議に議長を置き、基幹教育院長をもって充てる。

6 議長は、実施会議を主宰する。

7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した構成員がその職務を代行する。

8 実施会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 実施会議の運営等に関し必要な事項は、実施会議の議を経て、基幹教育院長が定める。

(大学院基幹教育科目実施ワーキンググループ)

第4条 実施会議に、大学院基幹教育科目の教育内容・教育方法等について調査・検討を行わせるため、大学院基幹教育科目実施ワーキンググループ(以下「科目実施ワーキンググループ」という。)を置く。

2 科目実施ワーキンググループは、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 基幹教育院の専任教員のうちから実施会議の議長が指名する者
- (2) その他実施会議が必要と認める者

3 科目実施ワーキンググループに長(以下「ワーキンググループ長」という。)を置き、前項第1号の構成員のうちから実施会議の議長が指名する者をもって充てる。

4 ワーキンググループ長は、科目実施ワーキンググループを統括する。

(事務)

第5条 実施会議に関する事務は、学務部学務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、大学院基幹教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第67号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第22号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。